

カナダ移民法における現課題点

Davis LLP の移民法実務グループより、移民法とその政策についての最新ニュースと懸案事項をお届けします。お客様に価値あるサービスをお届けするために弊社は謹んで初回移民法ニュースを配信いたします。

Contributors in this issue:

Craig Natsuhara
Vancouver Office
604.643.6498
cnatsuhara@davis.ca

Meika Lalonde
Vancouver Office
604.643.6492
mlalonde@davis.ca

2010年オリンピック・パラリンピック中の申請回避について

カナダ移民局とサービスカナダによると、2010年オリンピック・パラリンピック開催期間中の申請量が著しく増加するとの注意喚起がされています。最も多数の申請が見込まれるのはオリンピックの始まる60日前とパラリンピックの終了後30日間、つまり2009年12月12日から2010年4月21日までの期間となります。サービスカナダへのLMO申請が最多となるのは2010年1月22日から2月28日と予想されています。

またバンクーバー国際空港と近郊のカナダ、アメリカ国境でも同じように、競技の開催される2010年2月12日から3月21日までの申請が多くなることが予想されます。

2009年12月12日から2010年4月21日までの間、国外のビザオフィスにて取り扱われるカナダへのビザ及び短期滞在資格取得のための申請過程に要する時間が通常よりも長くかかることとなります。また、雇用主の方は競技の開催される2010年2月12日から3月21日までは外国人労働者のバンクーバー国際空港または近郊の国境での申請をできるだけ避けたほうが安全といえるでしょう。以上のことから、今冬にブリティッシュコロンビア州でLMO申請を予定される方は2010年1月22日前もしくは2月28日以降に申請されることをお勧めします。



Davis LLP's Immigration Law Practice Group provides a broad range of citizenship and immigration advice and services to our domestic and international clients. The experience gained by acting on hundreds of applications per year provides us with the knowledge, insight and contacts necessary to formulate and implement solutions that best suit our clients' needs. Our Group has, over the course of many years, established an excellent working relationship with the spectrum of citizenship- and immigration-related government agencies. Our submissions are recognized by government agencies as being of the highest quality.

短期外国人労働者のための 規制修正案について

今年10月9日付で、カナダ市民権移民省は、短期外国人労働者の規制修正案について発表しました。この修正案はカナダで働く短期外国人労働者が不正な仕事環境を懸念し、またその数が増大してきたことによります。変更される点は、

- 全ての短期外国人労働者に対するジョブオファーの信憑性の確認に厳しい査定内容が課されます。
- 労働者が母国に帰るまでのカナダにいられる時間の制限。短期外国人労働者がカナダで働ける期間は累積した4年間のみとなり、その後6年間はカナダで働くことができません（例外あり）。
- 雇用主が短期外国人労働者に対して、契約に反した賃金、労働環境または職業内容の著しい格差があった場合、該当雇用者は移民局のウェブサイト上に載ることもあります。

以上の修正案は外国人労働者を雇う組織に大きな影響を及ぼすでしょう。弊社は今後もお客様に規制の変更をお伝えしてまいります。

サービスカナダより発行される LMO申請の変更のお知らせ

今年初め、サービスカナダは現在の不景気に対応してさらに厳しく規定された「求人募集広告に必要な最低要件」を取り決め、短期外国人労働者に対して発行されるLMOを許可するにあたり、事前に十分にカナダ国内で求人募集をしたかどうかを第一に考慮されるようになりました。この制限

によりLMOが却下される率は25%が34%に上がりました。

2009年8月31日付でサービスカナダはスキルBにあたる職業（通常短大または実務訓練を終了している）において、求人募集広告の最低要件を改正しました。これにより、Job Bankへの求人募集広告の掲載及び、各分野に関連する媒体への求人募集が不可欠となります。全ての職業の求人募集広告が継続して行われることが奨励され、これにより雇用主は広告掲載を引き続きしなければならない可能性が出てきます。このことを踏まえると、広告を長期間掲載しておいた方が無難と言えるでしょう。

さらに、LMO延長申請は2009年4月27日に廃止されました。目下、雇用主はすべてのLMO申請に対し、新規のLMOを申請しなければいけないようになり、短期外国人労働者のワークパーミットを延長するためには、通常新しい求人募集をする必要があります。2009年5月19日より、全てのLMOは6ヶ月の期限付きで発行され、その期間内のみLMOの使用が可能となりました。2009年5月19日より以前に発行されたLMOには有効期限が記載されていませんが、自動的に2009年11月19日までの期限となります。

今後も短期外国人労働者を 雇い続けるには

前述の規制修正案と最近のサービスカナダのLMO申請の変更により、短期外国人労働者を雇い続けるための長期プランが必要となってくるでしょう。これには例えば雇用主は雇用者の永住権取得申請をサポートする方法が考えられます。短期外国人労働者が働く場所や職業などに制限を持つものに対して、永住権取得者はワークパーミット取得の必要はなく、国内であれば全ての州で雇用主や職業を自由に選ぶことが出来ます。

永住権の申請にはいくつかのカテゴリーがありますが、短期外国人労働者に引き続き働いてもらうために、雇用者が通常考慮するのは、主に Skilled Worker プログラム、州推薦プログラム、Canada Experience Class があります（詳細はお問い合わせください）。

現在所持しているワークパーミットの期限が切れる前に延長の申請をした方は、ワークパーミットの期限が切れても申請の結果が下りるまで続けて働くことができます。然しながら申請が下りるまでの海外旅行や、医療保障には支障を及ぼすことがありますのでご注意ください。

**CPC – Vegreville への
延長申請はお早めに**

アルバータ州、ベグレビルにある移民局のCPCケースプロセッシングセンターにおける申請審査は以前として時間がかかり、例えばワークパーミット延長は現在 83 日を要します。ワークパーミット、スタディーパーミット、ビジターレコードを延長する予定の方はお早めの手続きをお勧めいたします。

**The Employer’s Roadmap:
海外からの熟練労働者**

カナダ政府は、雇用主が海外で訓練された労働者の資格技能を査定できる「The Employer’s Roadmap」というタイトルのホームページと、カナダの新移民に暮らしや仕事についての情報を提供する「The Working in Canada Tool」を作成しました。

移民法実務グループ

Davis LLP 移民法実務グループは経験のある弁護士が様々な業界、分野の中小企業から大企業、または個人のお客様に至るまで広範囲な市民権、移民に関わるサービスを提供しております。

専門とするサービスの内容

- Labour Market Opinion 申請
- Immigration and Refugee Protection Act and Regulations、NAFTA そして 国際協定に準じたワークパーミットの申請
- カナダへのビジネス旅行の円滑な手続き
- Federal Skilled Worker Class、Canadian Experience Class、家族クラス、投資家クラスでの永住権申請
- BC 州推薦プログラム申請
- ケベック州移民申請
- 市民権または市民権証明申請
- 外国人の犯罪歴、健康等の問題がある方の寄留者用許可書、復権、カナダへ戻るための許可書等の手続き
- 移民法上訴審問での外国人弁護

お問い合わせは
こちらまでどうぞ

クレイグ ナツハラ
パートナー
バンクーバー
604.643.6498
cnatsuhara@davis.ca

ミカ ラロンデ
アソシエイト
バンクーバー
604.643.6492
mlalonde@davis.ca

ブライアン ダン
パートナー
東京/バンクーバー
604.643.2904
bdunn@davis.ca

